

官民競争入札等監理委員会
第89回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第89回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成24年4月3日（火）15:00～16:20

場 所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）について
 - （1）政府所有米穀の販売等業務
 - （2）国民年金保険料収納事業
 - （3）登記簿等の公募に関する事務（乙号事務）
2. 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務の適正かつ確実な実施を確保するための措置の報告について
3. 国有林の間伐事業における入札結果等について
4. 公共サービス改革法の対象事業の選定状況について
5. 新プロセス運用に関する指針について
6. 総合評価落札方式の基準・指標の明確化について
7. 業務フロー・コスト分析及び情報開示の推進について
8. 厚生労働省ネットワークシステムの更改について【非公開】

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、野原委員、吉野委員

（事務局）

館事務局長、後藤参事官、栗田参事官

○落合委員長 それでは、やや時間がちょっと前ですけれども、全員おそろいでございますので、第 89 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

今日のテーマにつきましては、お手元でございます議事次第に従って行いたいと思います。

そうしますと、議題 1 の「実施要項（案）について」の「(1) 政府所有米穀の販売等業務」につきまして、小林副主査から御報告をお願いいたします。

○小林委員 それでは、資料 1－1 に基づきまして、政府所有米穀の販売等業務の審議につきまして御報告いたします。

まず、この政府所有米穀の販売等業務につきましては、「1. 対象公共サービスの詳細な内容について」の論点となりました。具体的には、東日本大震災の教訓を踏まえ実施することとなった、備蓄用精米加工につきまして、業務内容が明示されているかという点について審議をいたしました。

対応としましては、備蓄用精米加工について、実施方法等は実施要項に明示されておりますけれども、実施数量等については明確にされておきませんので、それにつきましては、入札説明会において説明していただくことを確認いたしました。

「2. 入札参加資格について」であります。論点としましては、米穀の販売実績（4 千トン／年（直近年又は直近 3 年平均）以上）とういことの記載についてでございますけれども、その記載ぶりが不明確ということで、直近年または直近 3 年のどちらを満たせばよいのかということで、検討いたしました。

対応といたしましては、販売実績の基準を直近で満たさなくても直近 3 年平均で満たせば、入札参加資格を満たすとういことを意図しているもので、これにつきましては、入札説明会において十分に明確に説明していただくことを確認いたしました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、報告を続けてしていただくということにしまして、「(2) 国民年金保険料収納事業」、「(3) 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）」につきまして、榎谷主査から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 榎谷でございます。資料 2－1 に基づきまして説明したいと思います。

まず、「(2) 国民年金保険料収納事業」でございますが、平成 24 年 10 月から平成 26 年 9 月までの 2 年間の契約期間として、民間競争入札を行ったとういことでございます。

その審議結果でございますけれども、まず「1. 評価を踏まえた見直し」ということで、評価を行いました結果、論点が 2 つございまして、①現年度の達成目標について現実に受託民間事業者が達成可能な水準に達成目標が設定されているかどうか。また、達成目標・最低水準の設定見直しのルール化は図られているかどうか、そのようなことについて論点となりました。②評価を踏まえて、委託費の増減額措置の設定につきまして、減額の上限を設けるなど必要な見直しが行われているかどうか。この 2 つについて、評価を踏

まえた見直しでございます。

まず、①の達成目標についてでありますけれども、現年度の保険料の収納でございますが、年金機構の中期計画に沿った設定としなくてはいけないということで、従来の設定（1.0%～1.2%）を見直しまして、毎年、0.35%～0.85%の加算率を上乗せして算出することといたしました。

免除等承認件数でございますけど、免除率の直近の平均的な伸び幅から見て、毎年1.50%を上乗せするというように算出するというようにいたしました。

第2期以降の達成目標・最低水準についてでありますけど、被保険者数が減少した場合は、必然的に見直す。また、受託民間事業者は、不測の事態等により設定を見直す必要があると判断した場合は、日本年金機構と協議することができることといたしました。

②の委託費の増減額措置でございます。最低水準には達しているけれども、達成目標に達しなかった場合の減額につきましては、未達の割合を-0.1%ごとに-0.05%を減額することとして、減額幅を縮小したというのがまず一つ、それから減額幅に上限を設けるということで、新たに委託費の5割をいうことで設定いたしました。

「2. 過年度の達成目標の設定について」であります。論点といたしましては、達成目標につきまして、過年度1年度目、2年度目については、現状よりも高い水準が設定されているわけですが、民間事業者にとっては高い目標を達成するために、その分コスト増につながるものではないのかというような懸念がございまして、それにつきまして議論いたしました。

対応といたしましては、過年度1年度目、2年度目の達成目標については、それぞれ現年度の納付率から+4.0%、過年度1年度の納付率から+2.5%としておりますけれども、受託民間事業者のコスト増につながらないように、まず年金機構側がこれまで以上に強制徴収、免除等申請手続の勧奨といったような収納対策等を強化することによって、民間事業者コスト増につながらない形で、高い達成目標でありますけれども、達成可能な数字であるということで了解をいたしましたということでもあります。

「3. 実施体制及び民間事業者の創意工夫について」であります。これも評価を踏まえてなんですけれども、督励業務を行うための一定の量、あるいは規模を確保するための見直しが行われているわけですが、戸別訪問員の配置数等について、地域別の特色を生かした提案をしようとした場合、結果的に入札価格が上がってしまって、民間事業者にとってはかえって不利になってしまう恐れがありましたので、地域別の提案についても評価できるようにすべきではないのかという意見が出ました。

対応といたしましては、納付督励の頻度については、滞納者すべてに対して少なくとも3か月の頻度で行いまして、戸別訪問員の年金事務所ごとの必須配置数につきましては、滞納者数、以前は2.5万人当たり1名でしたが、今度は1.5万人当たり1名の配置としております。地域別の提案を評価するために、総合評価基準表の加点項目（0～300点）の中に、「契約地区の滞納者数が面積、離島数等の地域特性を活かした提案が示されている

か。」どうかという観点を追加していただくことになりました。

以上であります。

続きまして、「(3) 登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)」については、資料3-1であります。法務省による登記簿等の公開に関する事務でございますが、これにつきまして審議を行いました。

まず、「1. 確保されるべき公共サービスの質について」であります。まず論点といたしまして、要求水準の設定とか利用者アンケート調査の実施方法、要求水準を確保することができなかった場合の対応策について、必要な見直しが行われているかどうかということについて討論をいたしました。

対応といたしましては、利用者のアンケート調査でありますけれども、これまで四半期に1回(年4回)実施していた利用者アンケート調査について、「年1回(初年度のみ2回)」にするという形に変更いたしました。

各証明書等の交付時間について、利用者アンケート調査に加えまして、請求書のタイムスタンプの打刻時間によっても客観的に把握し、85%以上の件数を30分未満に処理をするということで、今まではアンケートで早いか遅いかという感覚的な話だったのが、タイムスタンプ等の打刻時間によって正確に把握できるということであります。

各種証明書等の適正な作成・引渡しであります。研修内容の充実を図っていただくということで、事前研修と継続研修に大別していただきまして、整理をしていただきました。

各種証明書等の誤交付及び請求書の紛失事案を一定の回数以上発生させた場合は、月の委託費からその額に3%を乗じた金額を限度として減額するというようにいたしました。

実務経験者等の増配置でございますけれども、これまで入札単位ごとに最低必要人数を定めていました実務経験者等については、各登記所に1名以上に配置するというように変更いたしました。

これまで必要としていなかった実務経験者を入札単位ごとに1~2名以上の必要必置ということで変更していただきました。

「2. 委託業務の一部停止命令に対する再発防止策」ということで、残念ながら一部停止命令が出た事業者がありましたけれども、それに対して、論点といたしましては、公共サービス改革法第33条の2第6項の規定に基づく委託業務の一部停止命令事案の発生を受けまして、同種の事案の発生をさせないための方策について、必要な見直しが行われているかどうかということで議論いたしました。

対応といたしましては2つございまして、一つは入札参加資格の追加であります。この法第33条の2第6項の規定に基づき委託業務の全部または一部停止を命ぜられた者等は、入札参加資格を付与しないというようにいたしました。

受託事業者の基本的要件の確認ということで、受託業務を適正かつ確実に実施するために最低限必要である事項(基本的要件)といたしまして4つ、①労働社会保険諸法令に遵守しているということ、②本契約の履行に支障のない財務状況であるということ、③は

直近3か年の委託事業を適正に実施したということ、④は個人情報の取扱いを適正に実施していること、これを以下の添付書類で確認するということが①～④まであります。

①社労士の連合会による実態調査の報告書をいただくとか、②直近の決算期における決算書類をいただくとか、③過去3年間の委託実績1,000万円以上の継続的なものを見たり、あるいは④プライバシーマークとかISO27001またはこれと同等の資格の認証の写しなどを入手することにいたしました。

「3. その他の見直し」といたしまして、民間事業者の創意と工夫が反映できるような評価基準となっているかどうかであります。これは3つございます。

民間事業者の創意と工夫の反映ということで、印紙の売りさばき事業の実施に係る提案をさせて、当該事業と委託事業との連携の提案を加点項目として評価するということがあります。印紙売りさばき事業と大いに関係いたします。直接登記所の法務局の業務ではないのですが、売りさばき事業との関連がありますので、関連させる提案をさせて、効率化あるいは合理化していただいて、顧客サービスに主するということがあります。

「提案内容の設備状況の確認」でございますが、受託事業者が委託業務を開始する前に、提案内容（管理体制、実施要領、人的体制）の整備状況などに係る報告書の提出を求めます。委託法務局が立入調査してその適切な方法により、その確認をするということを行いました。

「委託開始時期の見直し」であります。次々回の入札に係る委託業務の開始時期につきましては、4月ではなくて10月に変更いたしました。この方がすべてのタイミングがいいということで、4月ではなくて10月に変更ということになります。

以上であります。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御報告いただきました3件の実施要項（案）につきまして、異存はないということにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは異存のないことが確認できましたので、公共サービス改革法の第14条の5項の定めによりまして、付議されました実施要項（案）について、監理委員会として異存はないということにいたします。

続きまして、議事次第の2番目の議題であります、「2. 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務の適正かつ確実な実施を確保するための措置の報告」というものであります。

これにつきましては、法務省民事局の藤田局付に御出席をいただいておりますので、本件についてご説明をお願いいたします。

○藤田局付 私は法務省民事局付の藤田でございます。今日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元に資料4として配布させていただいた資料をごらんいただきながら、

御説明させていただければというふうに存じます。

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務におきまして、受託事業者に対し、公共サービス改革法第 27 条第 1 項に基づきまして、法務大臣から指示を発しましたので、その内容につきまして御報告させていただきます。

今般、本委託業務の受託事業者であります、ATG company 株式会社及びアイエーカンパニー合資会社が、健康保険法及び厚生年金保険法に定める手続において、虚偽の届出をしていた事実が発覚しまして、その発覚したことを受けまして、本年 1 月に東京簡易裁判所から両社に対し略式命令が言い渡されました。

この両社に対しましては、昨年 4 月にコンプライアンス体制の構築等について、既に指示していましたところ、このような事実が発覚しましたことは、コンプライアンスの観点から看過することができないばかりか、今後、本委託業務に従事する者を安定的に確保することが困難になるおそれもあるところであります。

そこで両社に対しまして、本委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために、今回 2 つの観点から指示を発したところでございます。

1 つ目は、まず健康保険法及び厚生年金保険法に定める手続の適切な履践でございます。これは今回発覚した事態が健康保険法等に定める手続において、虚偽の届出を行ったということでございますので、それを重く受け止めまして、今後これらの手続を適正に行うことを指示したものでございます。

2 つ目でございますが、これにつきましては、労働社会保険諸法令の遵守を確保するために、社会保険労務士の確認を受けるなどの追加の体制を整備することとございます。この追加の体制整備につきましては、1 つ目の指示事項に係る手続の適正な履践を担保することのほかに、その他の労働社会保険諸法令の遵守をも確保するため、社会保険労務士による確認など、専門家による確認体制を整備することを指示したものでございます。

これらの指示した事項につきましては、まず本年 2 月 29 日までに、先ほど申し上げました確認体制の整備状況を報告させることとしておりまして、これにつきましては既に、社会保険労務士による確認体制を整備した旨の報告を受けております。

さらに本年 8 月 31 日までには、先ほど申し上げた 1 点目の健康保険法等に定める手続の履践状況を報告させることとしております。今後はこれらの報告の内容を踏まえまして、本委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために、法務省といたしましても、必要な監督を行ってまいりたいというように考えている次第でございます。

私からの報告は以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。特段ございませんか。

それでは私の方からですが、業務停止命令ではなくて、整備の指示を出すというレベルになっているのは、どういう理由になのでしょうか。

○藤田局付 これは今回の違反に対して、どうして指示を発したのかという観点からの御質問かと思われます。今回明らかになりました健康保険法等違反につきましては、直接登記簿等の公開に関する事務の実施に係るものではないということがございますので、そういった観点も踏まえまして、指示を発して速やかな是正を図る必要があったことからです。

○落合委員長 ほかに特にございませんようでしたら、これで2番目の議題につきまして、終わりということにさせていただきたいです。どうもありがとうございました。

○小林委員 資料5に基づきまして、ただいま委員長からお話がありました国有林の間伐事業の入札結果、四国森林管理局1か所において、初回及び再度入札を行ったのですけれども、いずれも入札価格が予定価格を上回って、入札不調となったことにつきまして、報告いたします。林野庁のこの結果につきましての報告につきましては、2. に書いておりますとおりです。

まず、応札者等へのヒアリングの結果、入札不調となった要因は、おおむね3点にわたっております。

1点目は、四国森林管理局管内は、他局に比べて国有林面積や森林計画区数が少なく、複数年契約に必要な森林計画期間を残す箇所は、平成23年度時点においては限られておりまして、結果として、一部、作業条件が厳しい箇所、急な傾斜や岩石地などですが、そういう場所を対象とせざるを得なかったということでありまして。

2点目としましては、作業条件が厳しい箇所について時間と労力を要するというような理由から、民間事業者の応札の躊躇や応札価格に影響を及ぼしたものと考えられます。

3点目は、初めての複数年にわたる事業で、企画書提案の作成等を勘案し広告から入札までの期間を長く取ってございましたけれども、不調になっておりますので、入札時期である9月には、もう既に民間事業者は他の間伐事業等を一定確保しており、受注意欲が低下していたということが考えられるということでありました。

このような要因につきまして、今回の作業箇所についての問題点がございますが、森林整備を着実に進める観点から、単年での事業完了が可能になるように区域、事業内容等を見直した上で、平成24年度以降できるだけ早期の発注、前倒しをして一般競争入札にするということを努めることとしたいということでもございました。

入札監理小委員会での審議では、やはり当該箇所について民間事業者が受託可能な対象区域や業務量等に見直しを行った上で、早期に一般競争入札を実施するという事は、やむを得ないというふうに判断いたしました。

また、今回の入札結果等を踏まえまして、今後の事業実施に当たっては、実施箇所の適切な選定、入札期間を十分に前倒しをしてやるというようなこと、あるいは民間事業者への十分なPRに取り組むなどという工夫をすることによって、競争性の確保に向けた取組みを行うということを確認したところであります。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御意見等ございますでしょうか。

特にならなければ本件につきまして、監理委員会として了承ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 では、そのようにさせていただきます。

続きまして、「4. 公共サービス改革法の対象事業の選定状況について」、「5. 新プロセス運用に関する指針について」。

これをまとめまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○後藤参事官 それでは、お手元の資料6でございます。先に選定状況について御報告申し上げます。

12月の第86回監理委員会で79事業が自主的に選定されたということを御報告したところでございますけれども、これは1.の4行目に書かせていただいております。このうち、昨年度分に統合される1事業、あるいは特殊で競争性が期待できない1事業、その後、予算査定で1,000万という基準を満たさなくなった1事業がございましたので、3つ減りまして、76事業となっているところでございます。

年末に「2. ヒアリング等による選定」ということで、ヒアリング通知をさせていただきましたのが24事業でございました。このうち、ヒアリング開始前に19事業が自主的に選定されております。その後、公開ヒアリングがございましたけれども、園田政務官が2月上旬に大串政務官に担務代えになりまして、公物等管理分科会に大串政務官に御出席いただきましてヒアリングを実施したところ、2事業が選定されまして、この時点では97事業ということになったところでございます。

一番下にその内訳が表としてございますけれども、政府系公益法人の一者応札等が41事業、約120億円、OA等の行政情報ネットワークシステムの運用業務が48事業で約180億円となっているところでございます。

赤字で書いておりますが、基本方針はこれから改定の準備を進めてまいります。その際に業務大きくくり化をして2つを1つにまとめるとか、あるいは組織自体が独法の場合、統合される予定等もございますので、この97というのがもう少し減るような格好で基本方針の方は作業を進めていくことになるかなと見込んでいるところでございます。

次のページに選定プロセス等のフローがございます。今年度については、事業選定のプロセスの明確化ということが一つの課題になっておりましたが、その方針に基づいて、具体的にどのように進んでいったのかということ赤字で記載させていただいているところでございます。このような形で成果を得ているということでございます。

A3の別紙にこの97事業の内訳がございます。赤字で明記したところがヒアリング開催通知後に自主的に選定されたものです。

次のページは参考ですが、参考1は選定されたものの基準を満たさなかった2事業。1事業は統合されるということで、前の表の※2に書いてございます。参考2はヒアリング

を通知したところ、通知後にこれはもうやめますと。これは 25 年度に廃止をするということで、ヒアリングをしなかったというものを書いてございます。

次のページですが、別添 1 は 23 年度の全体の選定結果ということで、政府系公益法人改革、国発注と独法契約とございます。昨年度の拡大措置等について、それぞれの項目について対象と自主的選定の状況、ヒアリングによる状況、24 年度以降のヒアリング等と整理したところです。

別添 2 でございます。これも委員限りの資料でございますけれども、ヒアリング結果を踏まえて、厚労省の方から今後いろいろと課題もあるということで、25 年度ではなく、26 年度からの導入としたいという理由を書かせていただいております、こういった課題を解決しながら、具体的な内容等を今後詰めてまいりますということを御報告させていただきたいと思っております。

なお、施設・研修等分科会で業務フロー・コスト分析を求めるとということで、4 事業について選定したということをも 12 月の委員会で御報告させていただいております。ここには記しておりませんが、議題 7 において業務フロー・コスト分析の手法について、監理委員会の了承が得られれば、直ちに説明会等を開催して、業務フロー・コスト分析を求めまして、結果が得られた段階で公開ヒアリング等を実施するという段取りになっておりますので、併せて御紹介させていただきます。

以上でございます。

○栗田参事官 それでは、引き続きまして、資料 7 の「新プロセス運用に関する指針(案)」につきまして、御説明させていただきます。

12 月の第 86 回監理委員会で大枠につきまして、御審議いただき、御意見をいただいたものを踏まえまして、策定の準備を進めてまいってきたものでございます。12 月から変更した点、具体化を図った点を重点的に御説明させていただければと思います。

「1. 趣旨」でございます。こちらは対象公共サービスの増加に伴いまして、実施要項及び事業評価の審議の効率化など、監理委員会の関与を軽減する方策を講ずることが課題の一つとなっているという中で、(2) 公共サービスの質の低下を来すことなく継続して改革の有効性を確保するとともに、事業を実施する国の行政機関等の自主的な取組みを促す観点も踏まえまして、評価において良好な実施結果が得られた事業については、監理委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的な入札・契約に委ねる新たなプロセスを構築するものでございます。

(3) のところは少し変更になっておりまして、12 月に御紹介をさせていただきましたときには、公サ法の対象の外に出すというプロセスで御紹介をさせていただいておりましたが、改めて法制面での整理を行いまして、公サ法の枠内で、主に監理委員会審議の手続面で法の趣旨、目的に沿う範囲で、できる限り簡素化等の見直しを図って、その具体的な手続について規定するという形の整理をさせていただきました。そのため、プロセスの名前も 12 月には、卒業プロセスという形で御紹介させていただいておりましたけれども、

新プロセスとネーミングを変更させていただいております。

法の枠組みの中で整理をいたします最大のメリットとしましては、市場化テストの事業は複数年の事業実施をするものが大半でございますが、そのためには実務的には財務省と国庫債務負担行為の協議を行うという手続が必要になってございますが、こちらが公サ法の範囲内ということだと協議がしやすいとったメリットがございます。そういったこともございまして、法の枠内で整理をさせていただければということで変更をしてございます。今後は新プロセスと従来のプロセスと2本立てで運用していくこととなります。

2 ページにお移りいただき「2. 新プロセス移行基準」でございますが、こちらは実施府省の方から新プロセスへ移行したいというような意向も重視しながら、可否を決めていきたいということで、基準につきましては12月に御紹介しましたものから大きくは変わってございません。①法令違反行為等がなかったかといったような点。

②外部の有識者等によるチェックを受ける仕組みを設けている。もしくは設けることが予定されているのか。ここにつきましては、※で必要に応じまして、その評価委員会等の情報について、既存の各府省の入札等監理委員会と共有するなど、連携を図ることが望ましいという12月に御意見、御指摘をいただきましたので、そこを明記しております。

③入札に競争性が確保されていたか。④達成目標でおおむね目標を達成しているか。⑤コスト面、経費削減の点で効果を上げているか。⑥次期事業の実施要項について、従来の実施要項の内容を承継する見込みであるか。具体的には、次期事業を引き続き同地域・箇所、同期間で行う必要があつて、入札条件等の大幅な見直しの必要がないものであるかといったところを想定しております。

なお、①から⑥を総合的に判断するというところでございますが、その下に※で注記を今回付記してございます。上記によりがたいような事業、例えば一者応札の事業や契約金額が従来経費よりも増加した事業などにつきましても、例えば地域の特殊性で事業者の数が余りない地域であるというような事情がある場合や事業の性質、とても専門性が高い事業であるという事情があるもの。従来からの経緯等、例えばコスト削減の努力を既にかなり進めているため、なかなかコスト削減効果が上がらないといったような経緯があるものについては、そういったことも考慮した上で、個々に新プロセスへの移行の可否について、総合的に判断をするという場合もあり得ますというところを書いてございます。

「3. 新プロセス」以降は、2枚ほどおめくりいただきまして、横長のフロー図をごらんいただきながら、御説明をさせていただければと思います。

新プロセスが上段、下段が現行プロセスという形になっておりまして、左から時系列に並んでございます。①実施状況を内閣府に提出いただいて、②評価を審議する、③監理委員会で御了解をいただく。ここまでは変わっておりませんで、④新プロセスのところでございますが、基本方針の方の見直しの整理の仕方を本表の方と違う新プロセス移行事業一覧と整理をするという形で、改めて整理をさせていただいております。

⑤監理委員会で基本方針を審議・御了承いただき、⑥実施要項（案）をつくって内閣府

に御提出をいただくところは変更ございません。

その後、現行プロセスの方では、パブコメを実施したり、その結果を踏まえた実施要項（案）を内閣府に提出いただき、監理委員会で審議・了承いただくという形になっておりますが、そこは新プロセスでは省略させていただいております。ここも12月に御紹介をしたとおりでございます。パブコメはちなみに自ら行うことは妨げないということをごさいます。実施要項（案）の審議につきましては、移行基準でこれまでの実施要項を承継するというを前提に、監理委員会の議を経たものとしまして、改めて監理委員会の審議を行わないという整理とさせていただきます。

⑦入札をした上で、事業を実施していただく。その後、監理委員会は必要に応じて事業の実施状況等の報告を求める。

⑧事業の終了期間間際になりましたら、事業の実施状況報告を内閣府に御提出いただく。その後に監理委員会で評価の審議をいただくという形になります。そこで実施状況が思わしくない事業は現行プロセスの方にお戻りいただくという形ですとか、あとは点線を追記してございますが、更に監理委員会の一定の関与が必要であると判断された事業につきましては、もう一度④～⑨に戻ることもあり得るという趣旨を明確化するために点線を上部の方に追加してございます。

評価審議をしまして良好な実施結果が得られた事業につきましては、新プロセスの④～⑧に従いまして、実施をするとプロセスを移してございます。この場合も監理委員会が必要に応じて、きちんと関与をするところを担保すべきという御意見を12月の御審議のときにいただきましたので、必要に応じて事業の実施状況等の報告を求めることを明記してございます。

恐縮ですが、4ページにお戻りいただきまして、こういった形で新プロセスを適用しますが、「6. 法特例事業の取扱いについて」は、新プロセスは手続面の簡素化の見直しを行うということでございますので、法特例を受けて事業を実施している年金やハローワーク、登記、刑事施設の運營業務などにつきましては、特例を設けている法律の趣旨にかんがみまして、実施状況は注意深く見守る必要があると判断をしておりますので、このプロセスにはなじまないという整理をいたしまして、新プロセスは適用しないという形にさせていただきます。

「7. その他の手続の簡素化」ということで、現行では毎年、実施状況を内閣府の方に提出してもらっているんですけども、そこは省略しますといった点が書かれてございます。

内容は御紹介しましたとおりでございます。本日御審議で御了承いただきましたら、4月～6月に事業評価が本年も審議の予定に入ってきますが、その中で新プロセスに移行できる事業があるのかどうかということをお判断していただくことを考えております。

説明は以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました2件につきまして、御意見等をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員 初歩的な質問ですが、6. 法特例のところ、国民年金保険料収納事業、ハローワーク、登記云々について、特例を設けている方の趣旨にかんがみというのは、もう少しわかりやすく説明していただけますか。

○栗田参事官 公サ法の中で、例えば年金の事業でございますと、特別に法律の例外を設けまして、市場化テストを実施するという形にしてございますので、手続の簡素化にはなかなかなじみづらいのではないかと判断をさせていただいているということでございます。ですから、現行のプロセスに従った事業の実施をお願いするという形で考えてございます。

○館事務局長 若干付言させていただきますと、公サ法は御存じのとおり、通常は法律によって公務員でなければできない公共サービスをこの公サ法で特定公共サービスと、今、申し上げたような年金の徴収でございますとか、この公サ法の手続によればアウトソーシングできる、民間でも実施できるということにしているわけでございまして、その際に監理委員会で実施要項について見ていただいたり、内閣府が評価をして、それも審議していただいている。そういう厳格なプロセスを経ているから、そういう特別な効果をもたらしているわけでございますので、今回の新プロセスは審議していただく場が非常に簡素化されておりますので、そういう簡素化した手続では、特別の効果を与えるのはちょっと不適當ではないかということでございます。

○落合委員長 ほかにございますか。

それでは、ないようですので、公共サービス改革法の対象事業の選定事業につきましては、事務局の方で引き続き作業を進めていただく。新プロセス運用に関する方針につきましては、監理委員会として了承ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そういたしますと、あと6番以降であります、6番と7番はまとめて御報告をまずしていただいて、後で御審議をお願いするという順序でやりたいと思います。

そうしますと、「6. 総合評価落札方式の基準・指標の明確化について」というものがありますが、これは監理委員会の下にワーキンググループを設置して議論をしてきたのでありますが、そのワーキンググループの主査である小林委員の方から御報告をお願いいたします。

○小林委員 それでは、総合評価落札方式の基準・指標の明確化につきまして、ワーキンググループにおけます検討の結果を報告させていただきます。

資料8をごらんください。ワーキンググループの構成員・開催実績は1. に書いておりますとおりでございます。3回にわたって議論をしてまいりました。

「2. 検討内容」でございます。(1) 国と地方公共団体、民間等における総合評価落札方式の実施状況、課題等の整理・分析を行うということ。(2) 公共サービス改革法に基づく総合評価落札方式の実施状況、課題等の整理・分析を行うということ。(3) それらを踏まえまして、分野別に標準例を作成する。そして、総合評価落札方式全般に係る課題とその対応策を整理するというところでございます。

「3. 検討結果」でございます。ワーキンググループでの議論を踏まえまして、法の対象公共サービスについて、各分野の共通の留意事項及び施設の管理・運營業務など3分野の評価項目一覧表標準例をとりまとめました。

「(1) 各分野に共通の留意事項」についてでございますが、既存の官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針の留意事項を追記・反映して改定をいたしました。主な変更点としましては、別添1で概要としてまとめておりますので、ごらんいただければと思います。

これまでの入札監理小委員会でもたびたび議論になりましたけれども、入札参加資格、必須項目、加点項目の適切な区分けがなされていないということで、その点を整理いたしまして、留意事項を追記したということであります。例えば同一または類似の分野における実績及び官公署との契約実績を必須項目として評価されることが多々見受けられますけれども、これを必須とすると新規参入の障壁になるというおそれもありますので、加点項目として位置づけていくべきではないかということで、参入障壁を極力なくしていくというような観点から検討して追記をしております。また、明確な区分けが図られるように基本的な考えや主な項目例などを示しております。

そのほかに、より適切なサービスを確保する観点等から、財務的安定性を評価する項目やコンプライアンスの徹底などガバナンスに係る取組み等も評価項目として設定するという点も考えられるのではないかと追記しております。

「(2) 分野別の評価項目一覧表標準例」についてです。ある程度の実績があつて、分野ごとの共通性が見出される施設の管理・運營業務、試験実施業務、統計調査業務、この3分野で標準例を作成しております。別添2で概要をまとめておりますので、別添2を御参照いただければと思います。

主な作成のポイントとしましては、3分野の共通点として評価項目の大きなくくりを実施計画、実施体制、個別業務の実施方法、その他に整理して厚生をわかりやすくしたということです。その上で各分野の業務の特徴に併せて、具体的な評価項目を過去の事例を踏まえて示しております。各分野の業務の特徴を踏まえた評価項目としては、例えば試験実施業務におきましては、請負者が委託費を受領する時期が必要経費を支払う時期より後になることも想定され、入札参加資格要件では十分な評価ができないと考えられる場合には、事業を実施する上での財務的安定性が認められるか否かを必須項目として評価することも考えられるのではないかと、そのような項目を例示しております。

また、統計調査業務におきましては、情報セキュリティ対策が重視される分野ではあり

ますが、参入障壁にならないような配慮が必要だということで、特定の受託実績や資格を求めただけではなくて、それと同等の能力を有すること、などとすることも検討するよう留意事項としております。

この標準例を作成するに当たりまして、ワーキンググループの中で標準例を一律に使うことによって評価項目が固定されてしまうことになってしまいますと、同一事業者が継続して落札してしまう可能性や評価項目に変化がなければ創意工夫、事業者が出せる工夫もいずれはなくなるという逆説的に事象も出てくるのではないかという意見も出されましたので、これらについては継続的な改善といたしますか、常に問診を行う必要があるといった標準例を参考とする上での留意点を各標準例と、先ほど説明いたしました指針の方に記載をしております。

以上の2点のほかには委託調査を活用して検討に当たり調査した内容、及びワーキンググループでの議論等を反映した総合評価落札方式の実施等に関する調査報告書が作成されております。本日は委員の席上に配付されていると思いますので、御参集いただければと思います。

今後の予定としましては、各実施府省に実施指針と標準例を周知して、実施要項等の作成に役立ててもらいたいと考えております。調査報告書についてもホームページで公表されると伺っております。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、「7. 業務フロー・コストの分析及び情報開示の推進について」、これもやはり監理委員会の下でワーキンググループを設置して検討してきたわけですが、そのワーキンググループの主査である榎谷委員の方から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 業務フロー・コストの分析・情報開示に関するワーキンググループの主査をいたしました、榎谷でございます。資料9がございまして、基本的にこれに従って御説明したいと思っております。

資料9のすぐ裏に別添1があります。別添1は「『業務フロー・コスト分析に係る手引き』の概要」。そのすぐ後に手引きがホチキスどめされております。

ホチキスどめのところをまとめてめくっていただきますと、今度は別添2があります。実施要項における従来の実施状況に関する情報開示の指針の改定案の概要であります。

改定案がその後にホチキスどめされておまして、更にその後、ホチキスどめのところをまとめてめくっていただきますと、別添3「官民競争入札等監理委員会から業務フロー・コスト分析の実施を求められた事業について」がありまして、その後一番最後のページですけれども、本日付で監理委員会から同じテーマのペーパーがございまして、この3つについて説明をしたいと思っております。

まず、資料9の一番最初のページでございまして、構成員といたしましては、私が主査にさせていただいております、そのほか4名の専門委員によって熱心に議論をいただきま

して、7回の開催をいたしました。

検討内容でございます。(1) 国の行政機関等における業務フロー・コスト分析の手法をまず検討をする。(2) パイロット事業における試行をやります。(3) 手法の検討と試行を踏まえまして、業務フロー・コスト分析に係る手引きの作成、別添1のところですが、実施要項における従来の実施状況に関する情報開示の指針。これが別添2であります。その改定等を検討いたしました。

検討の結果でございます。業務フロー・コスト分析による手引きを作成いたしました。その手引きでございますが、別添1は業務フロー・コスト分析に係る手引きにつきまして、本手引きにつきましては、国の行政機関などが自立的・自発的に業務を改善する。こういう観点から現場の業務管理者が業務を分析する際の基本的な方法を示すものだという事であり、分析対象とする主な業務というのは、国の行政機関等の執行業務を想定しております。

また、分析方法は民間で数多く行われております ABM、活動基準管理の考え方を基に分析対象とした業務の一定区分ごとの業務量の調査分析を行うことを基本的な分析方法としております。この業務フロー・コスト分析の結果を下に、国の行政機関等自らの業務の改善、改善したい業務の標準化、標準化したもののさらなる改善につながるものと考えております。

本手引きにつきましては、業務フロー・コスト分析を行うに当たっての現時点での基本的な考え方を示したものでありまして、今後は各府省等における取組みをいろいろとやっていただくことになっていくと思っておりますが、それを基に必要な見直しをそれぞれ行っていかなければいけないと考えております。これが業務フロー・コストに係る手引きでございます。

別添2につきましては、実施要項における従来の実施状況に関する情報開示の指針の改定案でございます。この手引きの作成を踏まえまして、情報開示の指針を2か所改定いたしました。1点目は従来の民間事業者が実施していた対象公共サービスにつきましては、把握可能な限りの従事時間とか人日情報等の人員に係る情報の記載を求めますと。そして、情報開示を充実させますということが、まず一つ。

2点目は、従来官が直接実施していた対象公共サービスでございます。これについては業務フロー・コスト分析による分析結果を下に、人員に係る情報とかコスト情報を適切に記載した情報開示を充実させるということにしております。

別添3でございます。これは官民競争入札管理委員会から業務フロー・コスト分析の実施を求められた事業でございます。手引きにつきましては、国の行政機関等の現場において、実行可能な分析方法を重視いたしまして、業務量調査、従事割合調査等を基本的な分析方法としております。

一方、事業選定時においては、業務量だけではなくて、コスト情報も含めて総合的に検討する必要があると考えておりますので、そのために監理委員会からは業務フロー・コス

ト分析の実施求めた場合は、コスト情報まで含めて分析を行う。対象公共サービスの範囲の検討に資するように関係する業務等を含めて適切に対処するということと、分析結果は実施要項により適切な形で開示することについて、別途定めております。

一番最初に戻りまして、今後の予定でございます。これは事務局より国の行政機関などに対しまして、業務フロー・コスト分析に係る手引きなどを周知していただくということ。そして、業務フロー・コスト分析の実施を推進していただくということとともに、官民競争入札等において適切な情報開示がされるように取り組むこととしたいと思っております。

これ以外に今回は公会計という言葉がございますが、今までの公会計はどちらかというところと財務諸表の作成の基準をつくるための公会計がだんだん進んできておるのですが、今度は公管理会計といいますか、管理会計的な手法の開発もこれからどんどん必要であろうということでございます。そういう意味では、1つの入口になるのではないかと考えておりまして、学会等でも議論が進むようお願いできたらと考えております。

ワーキンググループの専門委員の先生方には、大変熱心に議論をしていただきまして、事務局もちゃんとまとめていただいたことを感謝いたしております。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま2件の御報告がございましたけれども、御質問等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま御報告がありました2件について、監理委員会として了承するということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の公開審議の対象事項はすべて終了ということですので、傍聴の方は御退席をお願いいたします。